

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 7 年度第 1 回霧島警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 6 月 19 日 木曜日 午後 2 時 55 分から午後 4 時 13 分まで
会 議 場 所	霧島警察署大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 14 人 2 警察署 署長以下 14 人
（会議の概要） 1 委嘱状交付式 2 会長挨拶 3 署長挨拶 4 懲戒処分事案概要説明 5 管内概況説明 6 事前聴取した意見・要望等に対する回答 (1) 意見 安心メールで、今年度の始業式の日には小学校付近で刃物を所持した男の目撃情報があり、児童クラブでも施錠をし、外遊びを控えるようにした。 その後の情報がなく、見守りを強化して外遊びを解除した。 保育施設に対しては、途中経過を教えてもらえたら対応が取りやすい。 回答： 3 月末から 4 月初旬にかけて、刃物を持った不審者の目撃情報が数件寄せられたが、被疑者の特定には至っていない。 警察としても、不審者情報を認知した際は、タイムリーに情報を発信して、住民の方々に注意喚起している。 発信した情報に関し、被疑者を特定して検挙したり、立件できないまでも警告等した場合は、何らかの形で広報できればと考えているが、「広報できるまでに至っていない」というのが現状である。 ニュース等でも目にするように、児童が被害に遭う犯罪や交通事故はいつどこで発生するか分からないので、署としても警戒を継続するが、引き続き、見守り等を強化していただきたい。 (2) 意見 外国人の検挙状況と対応について知りたい。 回答： 昨年の鹿児島県内における外国人の刑法犯検挙人数は 21 人であり、今年については、4 月までに 10 人を検挙している。 霧島署管内については、昨年 1 年では詐欺罪で 1 人（中国人）を検挙しており、今年は 4 月までに傷害罪で 1 人（アメリカ人）を検挙している。 外国人への対応については、部内通訳人や鹿児島県多言語コールセンターを活用するなどして対応している。 (3) 意見 現在、霧島市には約 1,200 人の在日外国人が暮らしているが、警察署としての外国人に対する配慮について現状を知りたい。 今後、外国籍の住民との共生のためにどのような防犯対策や相談窓口を設定予定か知りたい。 回答： 市民の安全安心を確保するため国籍を問わず、全ての市民に寄り添った職務執行を推進している。 また、外国人に係る取扱内容に応じて、他の公的機関と連携を図り対応している。 霧島署では、外国籍の住民や一定期間居住している技能実習生、留学生等に対し、企業や学校からの要望等に基づき地域情勢を踏まえた防犯講話や護身術指導、交通安全教育等を実施している。	

相談窓口については、警察署や交番、駐在所に既に構築されており、懇切・丁寧な対応に努めている。

(4) 意見

ア 霧島署前の停止禁止部分の標示を見やすくしてほしい。

回答： 要望箇所にあつては、警察本部に補修を上申しており、今年度の標示工事で補修予定であることを確認している。

イ 横川町内のスクールゾーンでスピードを出す車がいるので危険である。

回答： 定期的に取り締りを実施している。
今後も計画的にパトロール及び取締り等を行い、交通安全啓発活動を推進する。

ウ 横川インター入口の一時停止で停止しない車が多いと思うので、取締りを行った方がよいのではないか。

回答： 御指摘の場所は、一灯式信号機による一時停止規制がなされており、取締りを行っている。
今後も計画的にパトロール及び取締り等を行い、交通安全啓発活動を推進する。

エ 隼人町内の県道の停止線が消失している。

回答： 要望箇所にあつては、警察本部に補修を上申済みである。

オ 隼人町内のミラーの設置を希望する。

回答： ロードミラー設置については、道路管理者である霧島市対応となるが、要望内容等は伝達する。

カ 道路交通法の改正点を知る方法を教えてほしい。

回答： 新聞、テレビ、ラジオ、県警のホームページ等で知ることが出来る。

最近の改正点については

- ・自転車のながら運転の罰則強化
- ・自転車の酒気帯び運転の罰則の整備
- ・マイナンバーカードと運転免許証の一体化
- ・自転車の交通違反に「交通反則通告制度」を導入

などである。

7 協議会中の意見・要望等に対する回答

(1) 質問： 外国人実習生が車を運転することや外国人実習生に対して免許証を交付をすることはあるのか。

回答： 霧島署として、外国人技能実習生の車の運転及び免許証の交付については把握していない。

(2) 質問： 県内で、小中学生がネットトラブルに巻き込まれた際、注意喚起として、学校に知らせることは可能か。

回答： 警察としても、小・中・高校に出向いてトラブル防止に関する教養をしている。
事案が発生した際、安心メールで事例を配信できるかどうかについては、個人のプライバシーもあることから、本部と協議することになる。

(3) 質問： 道路の停止線の消失等は、警察でも把握出来るのではないか。

警察署内で連絡する方法はないのか。

回答： 警察署でもパトロール中等に把握し、情報を集約している。
また、住民からの要望でも把握している。
この要望については、警察本部に上申しているが、限られた予算の範囲内での執行になり、タイムラグ等が生じる点があり得ることについてはご理解いただきたい。

8 「令和7年下半期における速度取締りの指針」説明

9 次回の警察署協議会日程

10月20日前後に開催する。